



Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2016年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

インド 2016 年度予算案の概要

2016年2月29日、インド財務大臣は2016年度予算案を議会に提出した。本ニュースレターは本予算案に含まれる税制改正案の主要ポイントについてまとめたものである。

1. 法人税率

内国法人には30%¹、外国法人には40%¹とする基本税率に改正はない。外国法人がインドに設立した子会社または合併企業は、内国法人とされる。今回は次の3つの改正が提案された。

- (1) 物品の製造または生産のみを行う新設の内国法人に対する税率を25%¹へ引き下げる。ただし、控除・優遇措置の一部は受けられない。税務申告書の提出時以前に当該軽減税率の適用を受けるかどうかを選択しなければならない
- (2) FY2014~15の総売上または総収入が5,000万インドルピー以下の内国法人の税率を29%¹に引き下げる
- (3) 配当分配税(Dividend Distribution Tax: 以下「DDT」)および最低代替税(Minimum Alternate Tax: 以下「MAT」)の実効税率変更は提案されなかった。現行のDDTおよびMATの税率の概要は、以下の表に示すとおりである

DDT	15%(最高実効税率は20.36%*)
MAT	内国法人: 18.5%(最高実効税率は21.34%*) 外国法人: 18.5%(最高実効税率は20.01%*)

*サーチャージおよび教育目的税を含んだ税率

2. 税源浸食と所得移転(BEPS)行動計画の実施

2016年度予算案の一環としてインド政府は税源浸食と所得移転(以下「BEPS」)に関して4つの改正案を発表した。税務関連の提案内容は次のとおりである。

1 サーチャージおよび教育目的税が加算される。

(1) 電子商取引への平衡税(6%)の導入:BEPS 行動 1

非居住者が居住者またはインドに恒久的施設(Permanent Establishment:以下「PE」)を持つ非居住者に提供する特定サービスの対価に 6%の平衡税(Equalization Levy)が導入される。「特定サービス」とはオンライン広告、電子公告スペースもしくはオンライン広告を目的とするその他のサービスの提供または中央政府が規定するその他サービスと定義されている。平衡税の発効日はまだ発表されていない。

(2) 特許収入に関する軽減税率:BEPS 行動 5

インドで開発かつ登録された特許の使用料への軽減税率の導入が提案された。1970 年特許法によると、当該軽減税率の適用を受けられるのは税務上のインド居住者で、特許案件の最初かつ真の発明者でなければならず、また、発明者の名前が特許権保有者として特許登録簿に記載されていなければならないとされている。

本予算案では、使用料総額(費用控除前)に対して軽減税率 10%(サーチャージおよび教育目的税は別途加算)で課税することが提案された。また、使用料収入および関連費用を MAT の計算から除外することも提案された。

(3) 包括的租税回避否認規定(GAAR) の適用可否:BEPS 行動 6

包括的租税回避否認規定(General Anti Avoidance Rules:以下「GAAR」)は、租税回避を主な目的とする、実体のない商業取引を否認する権限を税務当局に付与するために 2013 年に導入された。2016 年度予算案では、GAAR を 2017 年 4 月 1 日から適用することが明確化された。

(4) 国別報告書(Country-by-Country Report)要件:BEPS 行動 13

国別報告書に関する主要な提案の概要は、以下のとおりである。

- 以下の三層構造が提案された
 - 多国籍企業グループのグループ会社すべての情報を含むマスターファイル
 - 現地納税者の重要取引を個別に記載するローカルファイル
 - 国別報告書(Country-by-Country Report)
- 国別報告書の記載内容
 - 売上、税引前損益、支払税額および未払税額、資本金額、利益剰余金、従業員数および有形資産(現金および現金同等物を除く):多国籍企業グループが事業を行う国および地域それぞれについて記載
 - 各グループ会社の詳細(設立国、居住国等)
 - 各グループ会社の主要な事業活動の性質および詳細等
- 連結売上が 7 億 5,000 万ユーロを超える多国籍企業グループに国別報告書要件を適用することが提案された
- 多国籍企業グループの親会社がインド法人の場合は、当該インド法人が所得税申告書の提出期限までに国別報告書を提出する。親会社がインド法人ではないインド企業は、親会社およびその居住国の詳細のみを報告する。報告の方法、書式、期限等については追って決定される
- 義務付けられているにもかかわらず国別報告書の提出をしなかった場合には、ペナルティー(一日 5,000 ルピーから 50,000 ルピーまでと段階的)が課される。記載内容に誤りがあるまたは税務当局からの要請に対して誤った情報を提供した場合には、50 万ルピーのペナルティーが追加で課される場合がある。また、期限までに情報や文書を提出しなかった場合には 50 万ルピーのペナルティーが課される

3. 事務負担軽減措置

(1) PoEM 規定の実施延期

2015 年インド財政法により居住地に関する規定が改正され、外国法人の「事業の実質的管理の場所 (Place of Effective Management: 以下「PoEM」)」がインドにある場合、当該外国法人はインド居住者として取り扱われることとなった。しかし、PoEM 規定の実施には様々な問題があることから、当該規定に基づく居住地判定の開始を 1 年延期し、2016 年 4 月 1 日から適用することが提案された。また、インド国外で設立され、これまでインドで課税されなかった企業に対する経過措置も提案された。

(2) 非居住者の納税者番号提出の免除

現在、非居住者が納税者番号 (Permanent Account Number: 以下「PAN」) を提出しなかった場合、源泉徴収率は 20% に引き上げられる。本予算案では、このような負担軽減を図るため、非居住者がその他所定の文書を提出した場合には当該規定を適用しないことが提案された。提出する所定文書の内容は後日発表される。

(3) 外国法人への MAT 不適用

A. P. Shah 委員会の提言および最高裁判決に基づき、インドに PE を持つ場合を除き、外国法人には MAT を課さないことが提案された。この取扱いは、2001 年 4 月 1 日まで遡って適用される。

(4) キャピタルゲインに対する軽減税率 10% 適用の明確化

現在、非居住者の (非上場有価証券) Unlisted Securities の譲渡に係る長期キャピタルゲインには 10% の軽減税率が適用されている。しかし、一連の訴訟判決により、非公開会社 (Private Limited Company) の株式譲渡に係るキャピタルゲインにも当該軽減税率が適用されるかどうか疑義が生じていた。本予算案では、非公開会社の株式譲渡に係る長期キャピタルゲインにも当該軽減税率が適用されることを明確化するよう提案された。

(5) 加重控除の段階的廃止

2015 年度予算案演説の中でインド財務大臣は、法人税率を今後 4 年間で 30% から 25% に引き下げる一方で、所得税に関する優遇・免除措置を段階的に廃止すると発表していた。これに基づき、いくつかの控除措置を次のスケジュールで廃止することが提案された。

番号	関連規定および該当する優遇・免除措置	現行の優遇措置	廃止の内容
1.	Section 35(2AB) : 認可された自社の研究開発施設で行われた科学的研究	200% の加重控除	2017 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までは 150%、2020 年 4 月 1 日以降は 100% に引下げ
2.	Section 10AA : 経済特区の企業が物品輸により稼得した所得の控除		2020 年 4 月 1 日以降に事業を開始した企業には不適用
3.	Section 80IA, 80IB, 80IAB : 以下の事業に関する税制優遇措置 ➤ インフラ施設の構築または運営・保守 ➤ 経済特区の開発 ➤ 鉱物、原油または天然ガスの生産	一定の期間につき 100% の控除	2017 年 4 月 1 日以降に開始した場合は控除を認めない
4.	Section 32 : 加速償却		FY2017~18 から、既存および新規の資産の両方について加速償却率上限を 40% とする

(6) 自社株買いに係る課税

2013年財政法により、自社株買いに係る「差益」が23.072%の税率で課税されることになった。ここでいう「差益」とは当該株式の発行価格と買取価格の差額である。

現在、本規定は、2013年会社法 Section 68に基づいて設立された法人が行う自社株買いを対象としており、それ以外のインド法人は他の会社法規定に基づいて自社株買いを行うことができる。本改正では、後者の自社株買いを取り締まるため、非上場株式が行うすべての自社株買いに前述の規定を適用することが提案された。

また、合併、分割等により発行された株式の買取に係る差益の計算については不明確な点があったため、政府が適切な規定を定めることも提案された。改正案は2016年6月1日に発効する。

(7) 紛争解決委員会の決定に対する税務当局上訴の禁止

税務当局は今後、紛争解決委員会(Dispute Resolution Panel)が所得税裁判所(Income Tax Appellate Tribunal)に下した決定に対して上訴することができなくなる。本改正案は2016年6月1日に発効する。

(8) 期限後税務申告書の提出期間の短縮

期限後税務申告書の提出期間を、課税年度(Assessment Year)終了日から1年以内(現行)から、課税年度終了日または税務調査終了時のいずれか早い日までに短縮することが提案された。本改正案はFY2016~17から適用される。

(9) 低価格住宅への税制優遇

住宅開発・建築プロジェクトに関する税制優遇措置が提案された。ただし、以下を含む条件を満たさなければならない。

- 1) プロジェクトが認可日から3年以内に終了する
- 2) 土地面積、住宅建設面積および容積率に関する条件を満たしている
- 3) 住宅は個人に割り当てられ、当該個人またはその配偶者もしくは未成年の子女にその他の住宅が割り当てられていない
- 4) プロジェクトに関して個別の帳簿が作成保管されている
- 5) プロジェクトについて2019年3月31日以前に管轄当局からの認可を受けている

(10) 雇用創出に関する税制優遇

現在、工場の新規採用正規労働者に支払われる追加賃金についてはその30%相当額を3年間費用控除することが認められている。この規定は、「工場労働者」が年度内に300日以上勤務する工場で製品を生産する製造業に適用されるが、工場労働者総数が前事業年度末から10%以上増加していることが条件となっている。

今回、この雇用創出税制優遇措置の対象を全業界に拡大するとともに、対象従業員についても給与総額が月額25,000ルピー以下のすべての従業員に拡大することが提案された。また、前年比10%以上の従業員数増加の条件の廃止および年間最低雇用日数の300日から240日への引下げも提案された。

(11) 移転価格取引を報告しなかった場合のペナルティー

国際取引、みなし国際取引または特定国内取引を報告しなかったために所得が過少計上となった場合、課税額の200%のペナルティーが課されることとなった。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

マネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

e mail : tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。